

社会福祉法人貴峯 虐待の防止のための指針

1 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待の防止については、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識するとともに、障害者虐待の防止や早期発見を徹底した支援に努めることとする。

2 障害者虐待の定義

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課による「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」により、次の行為を障害者虐待とする。

(1) 身体的虐待

暴力等により身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加えたり、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制すること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についても該当すること。

(2) 性的虐待

性的な行為やそれを強要すること。本人の前でわいせつな言葉を発したりわいせつな映像を見せること。

(3) 心理的虐待

脅し・侮辱等の言動や無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

(4) ネグレクト

食事や排泄等の身の介助等をしないなどにより生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

虐待の防止のための体制として、当法人が定める社会福祉法人貴峯虐待防止・身体拘束等適正化委員会設置規程による虐待防止・身体拘束等適正化委員会を置き、虐待防止について検討等を行う。

4 虐待発生時の対応等に関する基本方針

(1) 虐待、若しくは虐待と疑われる事案を発見した場合は、当該施設長、及び理事長に報告するとともに、速やかに当該市町村に通報し、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。併せて、通報者等に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

(2) 当該虐待に関しての状況、経過等を記録し、当委員会において原因の分析や再発防止策の検討を行うとともに、市町村が行う調査に協力し、市町村の指示や必要な改善を行うこととする。併せて、虐待事例や分析結果について、職員に周知徹底し再発防止に努め、事案発生後の再発防止策や改善策についての効果等についても検証することとする。

5 虐待防止のための職員研修

虐待防止・身体拘束等適正化委員会を中心として、研修委員会とも連携を図り、次の研修を実施する。

(1) 新採用職員を対象とした障害者支援の研修内容に虐待防止についての内容を含んだ研修の実施

(2) 年1回以上は、虐待防止に関する研修の実施

(3) 法人の外部で開催される虐待防止研修への出席

6 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は書面として備え置き、利用者または利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとし、法人のホームページに掲載する。

7 その他虐待防止のための推進

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止の推進に取り組む。

附 則

本指針は、令和6年12月1日より施行する。

ただし、身体拘束等適正化及び虐待の防止のための指針（令和4年7月1日運用）は、令和6年11月30日をもって廃止する。